

## 届け出に必要なもの一覧表

★印の届け出には5ページの番号確認書類と身元確認書類が必要です。  
マイナンバー制度における情報連携により下記の書類は、提出を省略することができます。ただし急ぎで保険証(または手続き)が必要な場合は、従来どおり書類の提出をお願いします。

マイナンバーが必要なもの	届け出が必要なとき	必要なもの	掲載ページ
★	国保組合に加入するとき	世帯全員の住民票 <sup>注1</sup> 、国保組合に加入する前に入っていた国民健康保険の保険証のコピーまたは健康保険(社保)の資格喪失証明書、業種・職種を証明する書類、印鑑 ※同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合は、「高齢受給者証」の一部負担割合の決定に所得確認が必要なため、「住民税課税(非課税)証明書」等が必要です。	8~9ページ
★	結婚、出産などで家族が増えたとき	世帯全員の住民票 <sup>注1</sup> 、国保組合に加入する前に入っていた国民健康保険の保険証のコピーまたは健康保険(社保)の資格喪失証明書、印鑑 ※同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合は、「高齢受給者証」の一部負担割合の決定に所得確認が必要なため、「住民税課税(非課税)証明書」等が必要です。	13ページ
★	就職、死亡などで家族が減ったとき	対象となる方の東京土建国保の保険証、新たに加入した職場の健康保険の保険証のコピー、住民票 <sup>注1</sup> の除票など、印鑑	13ページ
★	住所が変わったとき	世帯全員の住民票 <sup>注1</sup> 、国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 <sup>注2</sup> )、印鑑 ※都内から都外への住所変更には「事業所従事者証明書」が必要です。 ※役所での変更手続きを終えてから、届け出をお願いします。	14ページ
★	氏名が変わったとき	戸籍謄本、対象となる方の国保組合の保険証(高齢受給者証 <sup>注2</sup> )、印鑑 ※組合員の氏名が変わるときは、世帯内で国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 <sup>注2</sup> )が必要です。 ※役所での変更手続きを終えてから、届け出をお願いします。	14ページ
—	<b>NEW!!</b> 女性組合員が出産する(した)とき	産前産後保険料免除申請書、印鑑、出産予定日(または出産日)を確認する書類(母子手帳など)、印鑑	12ページ
—	<b>NEW!!</b> 保険料区分が第3種から第7種の女性組合員が産前産後休業後に引きつづき育児で仕事を休んだとき	育児休業保険料免除申請書(事業主または群長・分会長の休業証明をもらったもの <sup>注3</sup> )、印鑑、出産日を確認する書類(世帯全員の住民票、母子手帳、出生証明書、死産証明書のいずれかひとつの写し) ※健保適用除外承認を受けた組合員は、事業主の証明の代わりに年金事務所の受付印が押印された育児休業取得者申出書の写しが必要です。	12ページ
★	子どもが遠方の学校へ入学し、住民票を移したとき	在学証明書、印鑑	14ページ
—	職人から一人親方や事業主になったり、働き先が変わったとき	業種・職種・就業実態を証明する書類、印鑑	10ページ
★	保険証を破損したり、紛失したとき	破損したときはその保険証、印鑑 ※手続き時と受け取り時に本人確認ができるもの(例:運転免許証)が必要です。	14ページ
—	他の支部へ転出するとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 <sup>注2</sup> )、印鑑	14ページ
★	国保組合をやめるとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 <sup>注2</sup> )、印鑑 ※保険証を紛失したときは、「被保険者証・高齢受給者証紛失届」が必要です。 ※他保険に加入した場合は加入先の保険証のコピーまたは資格取得証明書が必要です。	15ページ
★	生活保護を受けたとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 <sup>注2</sup> )、保護開始決定通知書のコピー、印鑑	15ページ

注1) 住民票等は、国保組合の受付日からさかのぼって、3カ月以内のものに限ります。外国籍の方は別途、国籍、在留資格、在留期間等の記載された在留カードの写しなどが必要です。  
注2) 「高齢受給者証」をお持ちの方(70歳から74歳)は届け出の際に、保険証とセットで提出してください。  
注3) 各種届出書は所属の支部にあります。  
○必要書類は条件により異なる場合がありますので、事前に所属の支部または国保組合にお問い合わせください。

### ● 給付金・補助金の支払日

	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一部負担払戻金(自動振込)	19日(金)	17日(金)	21日(金)	19日(金)	16日(金)	20日(金)	18日(金)	15日(金)	20日(金)	17日(金)	21日(金)	23日(月)	
その他給付金	1回目	11日(木)	14日(火)	11日(火)	11日(木)	13日(火)	11日(水)	11日(金)	11日(月)	11日(水)	16日(木)	12日(水)	
	2回目	26日(金)	27日(月)	26日(水)	26日(金)	26日(月)	26日(木)	28日(月)	26日(火)	26日(木)	27日(月)	26日(水)	
補助金(宿泊旅行、インフルエンザ等)	22日(月)	21日(火)	21日(金)	22日(月)	21日(水)	24日(火)	21日(月)	21日(木)	24日(火)	21日(火)	21日(金)	23日(月)	

## 届け出に必要なもの一覧表

マイナンバーが必要なもの	届け出が必要なとき	必要なもの	掲載ページ	
—	中学生までの子どもが入院したとき	家族入院一部負担払戻金支給申請書、領収書のコピー、印鑑	25ページ	
—	組合員が柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術を受けたとき	一部負担払戻金支給申請書(柔道整復、マッサージ、はり・きゅう)、領収書のコピー、印鑑 ※1カ月にひとつの施術所で支払った一部負担金が17,500円を超えた場合のみ対象	19、27ページ	
★	旅行先(海外を含む)での急な病気などで医療機関に保険証を提示できず受診したときやコルセット等の補装具を作製したときなど	療養費支給申請書、領収書、印鑑、診療報酬明細書や医師の意見書など ※外国語で作成してある場合は日本語に訳してください。 ※海外の場合は、パスポートのコピー等の渡航の事実と渡航期間が分かるもの、および同意書等が必要です。 ※靴型装具は実際に装着するものの写真が必要です。 ※海外での臓器移植も対象となります。くわしくは、給付課にお問い合わせください。	19ページ	
★	医療機関で受診するときの窓口負担を軽減したいとき	限度額適用認定申請書、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)、印鑑	21ページ	
★	月々の医療費の自己負担金額が高額になったとき	高額療養費支給申請書、領収書のコピー、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)、印鑑	20ページ	
★	治療のため、緊急的な必要があって医師の指示により移送されたとき	移送費支給申請書、移送を必要とする医師の意見書、移送距離の記載がある領収書、印鑑 ※国保組合が認めた場合に限りです。	19ページ	
—	被保険者が妊娠・出産したとき	出産育児一時金支給申請書、印鑑、直接支払制度合意文書のコピー、領収明細書のコピー	22~25ページ	
—	女性組合員が出産で仕事を休んでいたとき	出産手当金支給申請書(事業主または群長・分会長の休業証明をもらったもの)、印鑑、出産支援金支給申請書(出産手当金支給申請書と複写になっています) ※出産支援金は、2019年5月11日(多胎の場合は、2019年7月6日)以前の出産が対象		
—	出産支援金の対象者で保険料区分が第3種~第7種の組合員が引き続き育児で仕事を休んだとき	育児支援金支給申請書(事業主または分会長・群長の休業証明をもらったもの)、年金事務所の受付印が押印された、育児休業等取得者申出書の写し(健保適用除外承認を受けた組合員のみ) ※2019年4月29日以前に育児休業が終了する組合員が対象	25ページ	
—	被保険者が死亡し、その葬儀を行ったとき	葬祭費支給申請書、死亡が確認できる書類(死亡診断書、死体検案書、住民票の除票、除籍された戸籍謄本のいずれかひとつのコピー)、印鑑 ※亡くなられた被保険者と申請者が同一保険証(同じ記号・番号)でない場合は、上記のほか申請者が葬儀を行ったことがわかる書類(葬儀の領収書、埋葬・火葬許可証、会葬礼状のコピーなど)が必要です。	24ページ	
—	組合員が保険診療で連続して5日以上入院したとき	疾病入院給付金支給申請書、印鑑	24ページ	
—	インフルエンザの予防接種を受けたとき	インフルエンザ予防接種・補助金支給申請書、領収書原本または接種済証のコピー、母子手帳のコピーなど接種日、医療機関名、接種を受けた方がわかるもの	40ページ	
—	宿泊旅行に行ったとき	宿泊旅行(国内)利用者・補助金支給申請書に宿泊証明をもらったもの	40ページ	
貸付	★	医療費の貸付制度を利用したいとき	医療費資金貸付申込書、医療機関からの請求書または領収書、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)、印鑑	26ページ
	—	出産費の貸付制度を利用したいとき	出産費資金貸付申込書、母子手帳のコピー、直接支払制度合意文書のコピー、印鑑	26ページ
健診	—	健診を受けたいとき	保険証、健診受診券(保険証についています)	30、31ページ
	—	契約外の医療機関で健診を受けたとき	申請書、受診券(保険証から切り離してください)、健診結果票のコピー、領収書のコピー	33ページ
	—	事業所健診の結果を国保組合に提供するとき	申請書、本人同意書、受診券(保険証から切り離してください)、健診結果票のコピー、問診票(添付できない場合は同意書)	33ページ
—	健診受診券を使わずに、勤め先で健診を受けたとき	※事業所健診を受診された組合員で国保組合の補助制度に当てはまらない方、家族加入者でパート・アルバイト先の健診を受診された方等が対象です。 健康診断結果票提供書、健康診断受診券、健康診断結果票(コピー)	33ページ	
その他	—	交通事故にあったとき	第三者行為による傷病届、事故発生状況報告書、交通事故証明書、念書兼同意書、確約書など	28ページ

注1) 住民票等は、国保組合の受付日からさかのぼって、3カ月以内のものに限ります。外国籍の方は別途、国籍、在留資格、在留期間等の記載された在留カードの写しなどが必要です。  
○各種申請書は所属の支部にあります。  
○必要書類は条件により異なる場合がありますので、事前に所属の支部または国保組合にお問い合わせください。